

だいしん「まかしとき」定期積金

2026年8月3日現在

1. 商品名（愛称）	・定期積金（「まかしとき」）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・6カ月以上～5年以下
4. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払い込みができます。 ・20,000円以上 ・10,000円単位 ※ただし、満期時の掛込総額は、100万円以上とします。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約日の本商品の「約定年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に約定年利回り（1年を365日とする日割計算）を乗じて計算します。
7. 税 金	・個人の給付補填金（お利息）には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人の給付補填金（お利息）は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項その他	・「総合口座」の担保とする取扱いできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、または窓口へ照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568（フリーダイヤル）3⇒8 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・先掛けはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 1預金者あたり元本1,000万円までとその利息（給付補填金）が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・本商品の預け入れは、当庫本支店1カ店のみの取扱いとします。 ・だいしん未来支店での取扱いできません。 ・金融情勢の変化により、金利および取扱期間を変更することがあります。